

別紙 2

特定個人情報の移転

	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
1	子ども未来子ども保健課 番号法別表第一7の項	児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	申請に係る小児慢性特定疾患児童等、保護者、医療費支給認定基準世帯員	庁内連携システム	異動事由発生の都度（随時）
2	健康福祉部保健予防課 番号法別表第一7の項	児童福祉法による結核罹患児童療養の給付事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	申請にかかる児童、扶養義務者、同一世帯員	庁内連携システム	異動事由発生の都度（随時）
3	子ども未来子ども育て総合支援センター 番号法別表第一8の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	申請にかかる障害児、保護者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
4	子ども未来子ども育て総合支援センター 番号法別表第一8の項	児童福祉法第24条の26第1項の障害児相談支援給付費又は同法第24条の27第1項の特例障害児相談支援給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	申請に係る障害児の保護者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
5	子ども未来部保育幼稚園事業課 番号法別表第一8の項	児童福祉法による措置又は費用の徴収に関する事務の実施事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	措置に係る児童、保護者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
6	健康福祉部福祉相談支援課 番号法別表第一8の項	児童福祉法による措置又は費用の徴収に関する事務の実施事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	措置に係る児童、保護者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
7	子ども未来子どもも育成課 番号法別表第一9の項	児童福祉法による助産の実施又は母子保護の実施に要する費用の徴収に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	助産妊産婦、保護児童、扶養義務者、同一世帯員	庁内連携システム	事由発生の都度（随時）
8	健康福祉部保健予防課 番号法別表第一10の項	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	請求を行う者、予防接種を受けた者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
9	子ども未来子どもも保健課 番号法別表第一10の項	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に使用	住民票関係情報	10万人以上100万人未満	請求を行う者、予防接種を受けた者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
10	健康福祉部健康づくり推進課 番号法別表第一10の項	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に使用	住民票関係情報	10万人以上100万人未満	請求を行う者、予防接種を受けた者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
11	健康福祉部障がい福祉課 番号法別表第一12の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービスに関する事務に使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	サービスが提供される身体障害者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
12	健康福祉部福祉相談支援課 番号法別表第一12の項	身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	サービスが提供される身体障害者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
13	健康福祉部生活福祉支援課 番号法別表第一15の項	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	被保護者、被保護者であった者	庁内連携システム	事由発生の都度（随時）
14	総務部市民税課 番号法別表第一16の項	市民税の賦課に関する事務に使用	住民票関係情報	10万人以上100万人未満	納税義務者、納税義務を継承した者、第二次納税義務者	庁内連携システム	異動事由発生の都度（随時）
15	総務部資産税課 番号法別表第一16の項	固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務に使用	住民票関係情報	10万人以上100万人未満	納税義務者、納税義務を継承した者、第二次納税義務者	庁内連携システム	異動事由発生の都度（随時）
16	総務部収納課 番号法別表第一16の項	市税の徴収に関する事務に使用	住民票関係情報	10万人以上100万人未満	納税義務者、納税義務を継承した者、第二次納税義務者	庁内連携システム	異動事由発生の都度（随時）
17	総務部税制課 番号法別表第一16の項	軽自動車税及び償却資産の賦課に関する事務に使用	住民票関係情報	10万人以上100万人未満	納税義務者、納税義務を継承した者、第二次納税義務者	庁内連携システム	異動事由発生の都度（随時）
18	都市創造部住宅課 番号法別表第一19の項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	入居者、同居者	庁内連携システム	市営住宅入居希望があったとき及びその他必要が生じた都度（随時）
19	健康福祉部国民健康保険課 番号法別表第一30の項	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	届出を行う者、同一世帯員	庁内連携システム	事由発生の都度（随時）
20	健康福祉部国民健康保険課 番号法別表第一30の項	国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	届出を行う者、同一世帯員	庁内連携システム	異動事由発生の都度（随時）
21	健康福祉部障がい福祉課 番号法別表第一34の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービスに関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	サービスが提供される知的障害者、措置に係る知的障害者、サービスの提供を受ける者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
22	健康福祉部福祉相談支援課 番号法別表第一34の項	知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	サービスが提供される知的障害者、措置に係る知的障害者、サービスの提供を受ける者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
23	都市創造部住宅課 番号法別表第一35の項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	入居者、同居者	庁内連携システム	申請の都度（随時）
24	子ども未来子どもも育成課 番号法別表第一37の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	請求を行う者、手当支給児童、手当改定児童、届出を行う者、所得状況届出児童、現況届出児童、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）

	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
25	健康福祉部福祉相談支援課 番号法別表第一41の項	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人未満	措置に係る者、扶養義務者	庁内連携システム	申請の都度（随時）
26	子ども未来部子ども育成課 番号法別表第一43の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務で使用	住民票関係情報	1万人未満	申請を行う者、申請を行う者の保護者、申請に係る保証人、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
27	子ども未来部子ども育成課 番号法別表第一44の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人未満	申請者、同一世帯員、同一生計者	庁内連携システム	申請の都度（随時）
28	子ども未来部子ども育成課 番号法別表第一45の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人未満	申請を行う者、申請に係る児童	庁内連携システム	申請の都度（随時）
29	健康福祉部障がい福祉課 番号法別表第一46の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人未満	請求を行う者、手当支給児童、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
30	健康福祉部障がい福祉課 番号法別表第一47の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人未満	請求を行う者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
31	子ども未来部子ども保健課 番号法別表第一49の項	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人未満	被措置未熟児、扶養義務者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
32	子ども未来部子ども育成課 番号法別表第一56の項	児童手当法による児童手当又は特別給付の支給に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	請求に係る支給要件児童、請求に係る一般受給資格者	庁内連携システム	申請の都度（随時）
33	都市創造部住宅課 番号法別表第一61の2の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人未満	入居の申込みをした者、同居しようとする者	庁内連携システム	申請の都度（随時）
34	健康福祉部生活福祉支援課 番号法別表第一63の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人未満	支援給付等の受給者、受給者であった者	庁内連携システム	事由発生時の都度（随時）
35	健康福祉部国民健康保険課 番号法別表第一68の項	介護保険法による保険料の徴収に関する事務で使用	住民票関係情報	10万人以上100万人未満	保険料滞納者、保険料を課せられる被保険者、申請を行う者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
36	健康福祉部長寿介護課 番号法別表第一68の項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	第一号被保険者、申請を行う者、被保険者、要介護被保険者、要介護被保険者を現に介護する者、その他個々の事業の対象者として市町村が認める者、居宅要支援被保険者等、利用者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
37	健康福祉部保健予防課 番号法別表第一70の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	申請に係る患者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
38	健康福祉部障がい福祉課 番号法別表第一84の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	申請を行う障害者、同一世帯員、申請に係る障害児の保護者、保護者の同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
39	健康福祉部保健予防課 番号法別表第一93の2の項	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	請求を行う者、予防接種を受けた者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
40	子ども未来部保育幼稚園事業課 番号法別表第一94の項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	支給等に係る小学校就学前子ども、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
41	健康福祉部障がい福祉課 条例別表第一1の項	高槻市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人未満	申請等に係る者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
42	子ども未来部子ども育成課 条例別表第一2の項	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人未満	申請等に係る者、同一世帯員、同一住所人	庁内連携システム	申請の都度（随時）
43	子ども未来部子ども育成課 条例別表第一3の項	高槻市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	申請等に係る子ども、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
44	健康福祉部生活福祉支援課 条例別表第一5の項	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人未満	生活に困窮する外国人であって、生活保護法の措置を受けているもの、または受けていたもの	庁内連携システム	事由発生時の都度（随時）
45	健康福祉部長寿介護課 条例別表第一6の項	低所得者に対する訪問介護サービスの利用者負担の助成に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人未満	申請等に係る者	庁内連携システム	申請の都度（随時）

	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
46	健康福祉部長寿介護課	条例別表第一7の項	社会福祉法人等による介護保険サービスの利用者負担の軽減に要する費用の助成に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	申請等に係る者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
47	健康福祉部国民健康保険課	条例別表第一8の項	国民健康保険の被保険者に対する人間ドック等に係る受診費用の助成に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	申請等に係る者	庁内連携システム	申請の都度（随時）